

春の火災予防運動 期間 4月20日(火)～30日(金) 統一標語 その火事を 防ぐあなたに 金メダル 詳予防室 (84)5026

暮らし

固定資産課税台帳の縦覧

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正か判断するため、縦覧期間中に限り他の資産と比較できます ※自己資産確認のための閲覧は、年間を通して可能
日 4月1日(木)～30日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
持納税義務者本人であることを確認できるもの(運転免許証など) ※代理人は、この他に委任状が必要
所詮資産税課 (84)4073

排水設備等改造資金貸付制度

下水道が使用できる区域内に家屋を持ち、くみ取り便所を水洗トイレに改造される方 ※新築・増改築と法人は対象外
貸付額 住宅1戸につき60万円以内(うち、大工工事費4万円以内) 無利子
返済貸付の翌月から5年間の60カ月均等割償還(原則として預金口座振替)

貸付条件

●市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金に滞納がない ●連帯保証人が1人必要(年齢・所得制限あり) ※貸付申請手続きは、市指定の排水設備工事業者が代行
詳 上下水道部総務課 (84)6628

苦小牧市立地企業サポート事業補助金

■職場環境改善事業
雇用促進や人材確保を目的とした職場環境の整備に係る設備投資の一部を補助
募集期間 5月28日(金)まで ※選定委員会により決定
上限額 300万円 ※補助率は2分の1、大企業は3分の1
■人材確保支援事業
就職セミナーなどの出張経費を補助
上限額 道外の説明会 30万円、道内の説明会 20万円、Web説明会 30万円 ※予算額に達し次第終了
■事業拡大・販路拡大支援事業
展示会、商談会などの出張経費を補助
上限額 道外の展示会 30万円、道内の展示会 20万円 ※予算額に達し次第終了

建築指導課からのお知らせ

①住宅耐震・リフォーム支援事業

住宅のリフォーム資金を金融機関から融資を受けた方に、その利子の一部を市が補助
支援限度額 金融機関からの融資額650万円(耐震改修・補助工事を伴わない場合は500万円)
支援方法 金融機関との契約利率のうち、市は1.5%の利子補給

申請 4月1日(木)から港湾・企業振興課(HPでダウンロード可)で配布の交付申請書を直接 港湾・企業振興課 (84)6438 ※郵送不可


②木造住宅耐震改修等補助金交付事業

木造住宅の耐震診断、耐震設計および耐震改修に要する費用の一部を市が補助
補助金 耐震診断、耐震設計補助金 10万円 耐震改修補助金 上限60万円
③住宅無料耐震診断
一戸建て木造住宅の無料耐震診断を行います

対象住宅 次の条件を満たす市内の一戸建て木造住宅

●階数が2階建て以下 ●延べ床面積が500㎡以下 ●申込者が当該住宅を所有 ●昭和56年5月31日以前に着工されたもの ※プレハブ・枠組壁工法住宅は除く
持住宅の図面

申請 ①② 4月1日(木)から 建築指導課

水道修理の申し込み、家屋解体時の届け出

☎水道管理課 (84)6696 (平日昼間) ☎(84)6111 (左記以外)

水道修理の申し込み

水道修理 かりつけ

直接水道業者に電話し、修理を依頼してください。アパートや借家にお住まいの方は、まず大家さんなどにご相談ください。事業者名簿は市HPからご覧になれます

家屋解体時の届け出

苦小牧 水道撤去

水道を利用していた家屋の解体を行う前には、別途水道設備の撤去の届け出や工事が必要となります。なお、水道設備の撤去は解体事業者ではできませんので、市指定の給水装置工事業者に依頼してください。詳しくは市HPをご覧ください

広告